

令和4年度島根県立江津高等学校「2年生修学旅行」取扱業務委託業者 募集要項

本校では、令和4年2学期に「2年生修学旅行」を実施する予定です。※〈別紙1〉参照。

主な目的については、次の①～④の通りです。

- ① 「主体的・対話的で深い学び」ができる（宿舎での夜間自主研修）
- ② 他地域の魅力を発見できる。
- ③ 大学等上級学校や企業、博物館での見学または研修（高校生用プログラム）ができる。
- ④ 非日常的な体験を通して、仲間との絆を深める

生徒は十分な事前研修を行ったうえで、1年次・2年次に継続して行っている探究学習成果の発信、現地の方々との交流、意見や感想の聴取等、県内や市内では経験できない活動を通して、新しい気づきや学びを得ることができます。また、事後研修を充実させ、将来の自身のキャリア形成の基盤づくりをより確かなものとする機会になります。

予定している旅行期間3日間における様々な活動を円滑に企画運営することを目的とし、本業務を取り扱う委託業者を募集いたします。

※〈別紙1〉『令和4年度島根県立江津高等学校「2年生修学旅行」事業委託仕様書』

(以下、「仕様書」と記す。)

1 募集の内容

(1) 業務

令和4年度島根県立江津高等学校修学旅行の企画提案及び取扱

(2) 内容等

〈別紙1〉「仕様書」をふまえた企画提案及び取扱

1)企画提案書の様式

様式はA4サイズ10枚程度〔※一部A3サイズ資料等折り込み可〕

2)主な記載事項

- ・旅行の行程表（時刻・宿泊先・活動等を明記）
- ・代金内訳書（交通費・宿泊費・食事・入場料・諸経費・保険料等を明記する）
- ・添乗員の同行に関すること
- ・各活動（研修）のモデルプランの提示
- ・事故防止及び新型コロナウイルス感染症対策等の効果的な事業遂行のための工夫等の提示
- ・その他、〈別紙1〉に沿い必要なこと

3)その他、留意事項

- ・旅行行程は、最新の「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関

する衛生管理マニュアル」、島根県教育委員会による学校修学旅行に関する指導内容等、新型コロナウイルス感染状況等をふまえて、交通手段、宿泊施設、活動施設等における安全が確保されていること。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年度本事業の実施日までの期間

2 選考に係る事項

(1) 選考参加の要件

選考に参加できる者は、取扱業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次の2つの要件を満たすこととする。

ア) 島根県内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。

イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の作成

上記1の(2)「内容等」により作成する。

(3) 選考について

1)業者決定までの流れ

〈別紙1〉「仕様書」の7を参照。

2)募集に係る質問受け付け及び回答について

実施期間 令和4年2月1日(火)～2月16日(水)

各日午前9時～午後4時（但し、土日祝日は除く）

対応内容 本校の修学旅行について

募集要項の説明について

その他、必要なことについて

担当者 教頭 山崎 秀雄

電話 0855-53-0553

FAX 0855-53-0838

3)募集要項等の公表・学校ホームページへの公開

配布時期 令和4年2月1日(火)～2月16日(水)

配布方法 島根県立江津高等学校ホームページの「お知らせ」よりダウンロードしてください。

※ホームページ ⇒ www.gohtsu.ed.jp

4)参加申込書〈別紙2〉の受付について

受付期間 令和4年2月16日(水)～2月22日(火)
各日午前9時～午後4時(但し、土日祝日は除く)
最終日午後4時必着

提出方法 持ち込み又は郵送・FAXにより提出してください。

提出宛先 〒695-0021 島根県江津市都野津町293番地
島根県立江津高等学校長 宛

※〈別紙2〉『令和4年度島根県立江津高等学校「2年生修学旅行」取扱業務委託業者選考審査会 参加申込書』(以下、「参加申込書」と記す。)

5)企画提案書の提出について

受付期間 令和4年2月25日(金)～3月2日(水)
各日午前9時～午後4時(但し、土日祝日は除く)
最終日午後4時必着

提出書類 上記1の(2)「内容等」により作成する。

提出部数 6部(正本1部、その写し5部)

提出方法 持ち込み又は郵送により提出ください。

提出宛先 〒695-0021 島根県江津市都野津町293番地
島根県立江津高等学校長 宛

その他 ヒアリングを行います。※予定日：令和4年3月7日(月)

6)参加に係る注意事項等

- ① 以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。
 - ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ) 募集要項に違反すると認められる場合
 - オ) その他、あらかじめ決められた事項に違反した場合
- ② 参加者は、複数の企画提案書の提出はできません
- ③ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は、軽微な修正等を除き、原則としてできません
- ④ 提出書類の返却はいたしません。また、必要に応じて校内で複製し、保護者説明などで使用する場合があります。
- ⑤ 企画提案書の作成や提出のヒアリングへの参加に要する経費等は全て参加者負担といたします。
- ⑥ 参加資格審査後もしくは企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を本校への持ち込みまたは郵送により申し出てください。

3 審査に係る事項

(1) 審査方法

- 1)参加資格審査 校内委員会が、参加の資格について審査します。
- 2)最終審査 校内委員会が、企画提案書及びヒアリングに基づいて審査します。

(2) 参加資格審査

- 1)開催日時 令和4年2月25日(金)
- 2)結果の通知 速やかに電話で参加者に通知します。

(3) 最終審査会（ヒアリング）

- 1)開催日時 令和4年3月7日(月)の予定
- 2)開催場所 本校校長室
- 3)ヒアリング 提出された企画提案書について個別にお伺いします。

(4) 審査項目及び評価の視点

〈別紙3〉のとおり

※〈別紙3〉『令和4年度島根県立江津高等学校「2年生修学旅行」取扱業務委託業者選考審査 審査項目及び評価の視点』（以下、「評価項目等」と記す。）

(5) 契約候補者の選定

上記の審査項目について、校内委員会において総合的に判断し、最も優れている企画提案書を提出した者を契約候補者とします。

(6) 最終結果の通知

選定後、速やかに参加者に文書で通知します。なお、審査結果の詳細については、非公表とさせていただきます。

4 契約の締結

契約候補者と本校が協議し、業務取扱に係る仕様確定のうえ、契約を締結します。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他者に提供すること、他の目的で利用することはできません。本業務終了後も同様とします。

(3) 業務の継続に困難が生じた場合の措置

契約期間中に、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置については、次のとおりとします。

- 1)受託者の責に帰すべき事由により業務の継続に困難が生じた場合には、本校は契約の取り消しができることとし、本校に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。
なお、次期受託者が円滑に支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととします。
- 2)災害その他の不可抗力等、本校・受託者双方の責に帰すことができない事由により、業務の継続に困難が生じた場合、業務継続の可否について協議するものとします。